## 環境省令第九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放

射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第五十八条の規定に

基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出さ

れた放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように

定める。

平成二十八年四月二十八日

環境大臣 大塚 珠代

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出され

た放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放

射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 ( 平成二十三年環境省令第三十三号 ) の一

部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(指定の取消し)

第十四条の二 環境大臣は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める方法により指定廃棄物 の 事故

由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、 当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚

染状態が前条の基準に適合するに至ったと認めるときは、 当該指定廃棄物に係る一時保管者 ( 法第十七条

第二項(法第十八条第五項において準用する場合を含む。 )の規定により指定廃棄物の保管を行う者をい

以下同じ。) 及び処理責任者 (この項又は次項の規定により指定の取消しを受けた廃棄物につい て廃

六条の二第一項の規定により収集、 運搬及び処分 (再生することを含む。) しなければならないとされ る

(昭和四十五年法律第百三十七号。

以下「

廃棄物処理法」

という。

) 第

棄 物

の処理及び清掃に関する法律

市町村又は第十一条第一項の規定により処理しなければならないとされる事業者をいい、 当該指定廃棄 物

に 係る一時保管者を除く。 以下この条において同じ。)に協議した上で、当該指定廃棄物の指定を取り消

すことができる。

法第十六条第一項の報告に基づき法第十七条第一項の規定による指定を受けた廃棄物 第五条に規定

### する方法

法第十八条第一項の申請に基づき法第十七条第一項の規定による指定を受けた廃棄物 第二十条に規

## 定する方法

2 時保管者は、 前項各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める方法により当該一時保管者が保管する

指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該指定廃棄物の事故由来放

射性物質による汚染状態が前条の基準に適合すると思料するときは、 前項の規定にかかわらず、 次項 で定

めるところにより、 環境大臣に対し、 当該指定廃棄物の指定の取消しを申し出ることができる。 この場合

にお 11 <del>ر</del> 環境大臣は、 申出に係る調査が前項各号に定める方法により行 わ れたものであり、 かつ、 当 該

指定廃棄物の事 故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合するに至ったと認めるときは、 当 該

指定廃棄物に係る処理責任者に協議した上で、当該指定廃棄物の指定を取り消すことができる。

3 定 (廃棄物) 前項の申出は、 の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真を添えて、 次に掲げる事項を記載した様式第一号の二による申出書に、 これを環境大臣に提出して 前項の調査 の対象とし た指

# 行うものとする。

- 申出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 前項の調査 の対象とした指定廃棄物の保管の場所の名称、 所在地及び連絡先
- $\equiv$ 前 頭の調 查 一の対象とした指定廃棄物 の種類、 数量及び指定を受けた年月日
- 兀 前項の調 査の対象とした指定廃棄物に係る試料の採取の方法及び当該採取を行った年月日、 当該試料

の分析の方法及び結果並びに当該結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調

查 の結果に関する事項

五 申出をする者と前項の調査の対象とした指定廃棄物に係る処理責任者が異なる場合にあっては、 当 該

処理責任者の氏名又は名称及び連絡先並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

- 4 環境大臣は、 第一項又は第二項の規定により指定廃棄物の指定を取り消すこととなったときは、あらか
- じ め、 その旨を次に掲げる者に通知するものとする。
- 当該指定廃棄物に係る一時保管者及び処理責任者
- 当該指定廃棄物が、 産業廃棄物に該当する場合にあっては当該指定廃棄物の所在する都道府県又は廃棄 指定の取消しを受けた後に一般廃棄物に該当する場合にあっては当該指定廃 棄物

の所在する市町村、

物処理法第二十四条の二第一項の規定によりその長が廃棄物処理法の規定により都道府県知事の権限に

属する事務 の一部を行うこととされた市 (前号に掲げる者を除く。)

第二十三条第 ー項第四号八3中「法第十七条第二項(法第十八条第五項において準用する場合を含む。

の規定により指定廃棄物の保管を行う者」を「一時保管者」に改める。

第五十九条第二号八4)中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「

廃棄物処理法」という。)」を「廃棄物処理法」に改める。

第六十二条第四号中「法第十七条第二項(法第十八条第五項において準用する場合を含む。 )の規定に基

づき指定廃棄物の保管を行う者」を「一時保管者」に改める。

第六十六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、 第四号の次に次の一号を

加える。

五 第十四条の二第一項の規定による協議及び指定の取消し、 第二項の規定による申出の受理、 協議及び

指定の取消し並びに第四項の規定による通知

附則

(表面)

指定廃棄物の指定の取消しの申出書							
			年	月	日		
環境大臣  殿							
	申出者	<u>z.</u>					
	住	所					
	氏	名					
	(污	<b>去人にあっては、</b>	名称及び作	代表者のほ	氏名)		
	電訊	舌番号					
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第17条第1項の規定に基づく環境大臣の指定について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第14条の2第2項の規定に基づき取消しを受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。							
① 規則第14条の2第2項に基づく調査の対象とした指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先 ※保管の場所が複数の場合は全て記載のこと。	(名 称) (所在地) (連絡先)						
② 規則第14条の2第2項に基づく調 査の対象とした指定廃棄物の種 類							
③ 規則第14条の2第2項に基づく調査の対象とした指定廃棄物の数量 ※指定廃棄物の一部について指定の取消しを申し出る場合は、指定されている全体の数量及び指定の取消しの申出の対象とする数量をそれぞれ記載すること。							
④ 規則第14条の2第2項に基づく調査の対象とした指定廃棄物の指定を受けた年月日及び指定通知番号	(指定を受けた <sup>4</sup> (指定通知番号)		年	月	Ħ		

(日本工業規格 A列4番)

⑤ 規則第14条の2第2項に基づく調査の結果						
	a) 試料の採取の方法					
	b) 試料の採取を行った年月日					
	c) 試料の分析の方法					
		(セシウム134)	B q∕k g			
	d)試料の分析の結果	(セシウム137)	B q∕k g			
		(合計)	B q∕k g			
	e) 試料の分析の結果の得られた 年月日					
	f) 試料の分析を行った者の氏名 又は名称					
6	)(申出者と規則第14条の2第2項 に基づく調査の対象とした指定 廃棄物に係る処理責任者が異な る場合のみ)当該処理責任者の 氏名又は名称及び連絡先並びに	(氏名)	※法人にあっては、名称及び代表者の氏名			
	法人にあっては、その代表者の 氏名	(連絡先)				

### 備考

申出書には、①規則第 14 条の 2 第 2 項に基づく調査の対象とした指定廃棄物の写真、②規則第 14 条の 2 第 2 項に基づく調査の対象とした指定廃棄物の保管の状況を明らかにする書類及び写真を添付すること。

「⑤ a) 試料の採取の方法」については、調査単位の設定方法や試料の採取地点等を記載し、その状況を明らかにする書類及び写真を添付すること。